

【表紙】

| | |
|------------|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2026年6月25日 |
| 【会社名】 | 株式会社マルイチ産商 |
| 【英訳名】 | MARUICHI Co.,Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 社長執行役員 柏木 康全 |
| 【本店の所在の場所】 | 長野県長野市市場3番地48 |
| 【電話番号】 | 026(285)4101 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役常務執行役員 コーポレート部門統括 仁科 圭右 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 長野県長野市市場3番地48 |
| 【電話番号】 | 026(285)4101 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役常務執行役員 コーポレート部門統括 仁科 圭右 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社マルイチ産商 水産事業部 水産商品本部 (東京都江東区豊洲6丁目4番地34 メブクス豊洲4階) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号) |

1【提出理由】

2026年6月23日開催の当社第76期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2026年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件
第76期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金13円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）に柏木康全、山田真史、仁科圭右、梶間勇一郎、西尾一範、折居拓磨の各氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
監査等委員である取締役に清野昌彦、小川直樹、中嶋実香、高橋佐智子の各氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度の導入の件
監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）が当社の企業価値向上を支える役割を担うことから、中長期的な価値共有を進めることを目的として「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合(%) |
|--------|---------|-------|-------|------|----------------|
| 第1号議案 | 178,575 | 207 | 0 | (注)1 | 可決(99.88%) |
| 第2号議案 | | | | | |
| 柏木 康全 | 178,400 | 381 | 0 | (注)2 | 可決(99.79%) |
| 山田 真史 | 178,257 | 523 | 1 | | 可決(99.71%) |
| 仁科 圭右 | 178,382 | 398 | 1 | | 可決(99.78%) |
| 梶間 勇一郎 | 178,460 | 320 | 1 | | 可決(99.82%) |
| 西尾 一範 | 178,176 | 605 | 0 | | 可決(99.66%) |
| 折居 拓磨 | 178,175 | 606 | 0 | | 可決(99.66%) |
| 第3号議案 | | | | | |
| 清野 昌彦 | 178,493 | 288 | 0 | (注)2 | 可決(99.84%) |
| 小川 直樹 | 178,490 | 291 | 0 | | 可決(99.84%) |
| 中畠 実香 | 178,535 | 246 | 0 | | 可決(99.86%) |
| 高橋 佐智子 | 178,548 | 233 | 0 | | 可決(99.87%) |
| 第4号議案 | 177,152 | 1,630 | 0 | (注)1 | 可決(99.09%) |

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上